運営費交付金収入		276,553,964,000
その他の収入		341,891,766
小計		39,243,171,428
利息の支払額		△ 253,165,006
国庫納付金の支払額		△ 20,716,204,425
業務活動によるキャッシュ・フロー		18,273,801,997
Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出		△ 2,432,638,802
有形固定資産の売却による収入		272,886,060
無形固定資産の取得による支出		△ 7,501,414,898
敷金保証金の取得による支出		△ 87,240
敷金保証金の回収による収入		906,160
資産除去債務の履行による支出		△ 184,444,902
投資活動によるキャッシュ・フロー		△ 9,844,793,622
Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済による支出		△ 3,890,974,481
財務活動によるキャッシュ・フロー		△ 3,890,974,481
Ⅳ　資金増加額		4,538,033,894
Ⅴ　資金期首残高		51,723,110,861
Ⅵ　資金期末残高		56,261,144,755

利益の処分に関する書類

（単位：円）

Ⅰ　当期未処分利益		21,321,294,385
当期総利益	21,321,294,385	
Ⅱ　利益処分額		
国庫納付準備金	21,321,294,385	21,321,294,385

上記利益処分により、国庫納付準備金合計額は、31,408,293,480円となります。

行政サービス実施コスト計算書

（平成27年４月１日～平成28年３月31日）

（単位：円）

Ⅰ　業務費用			
⑴損益計算書上の費用			
業務費	227,096,461,346		
一般管理費	27,783,906,769		
財務費用	248,636,116		
臨時損失	78,085,741	255,207,089,972	
⑵（控除）自己収入等			
施設使用料収入	△ 304,033,982		
資産見返寄附金戻入	△ 149,000		
雑益	△ 360,030,733	△ 664,213,715	
業務費用合計			254,542,876,257
Ⅱ　損益外減価償却相当額			1,227,647,195
Ⅲ　損益外利息費用相当額			48,661,643
Ⅳ　損益外除売却差額相当額			△ 23,514,609
Ⅴ　引当外賞与見積額			△ 298,410,497
Ⅵ　引当外退職給付増加見積額			1,105,949,599
Ⅶ　機会費用			
国又は地方公共団体財産の無償又は減額された使用料による賃借取引の機会費用		76,452,712	
政府出資の機会費用		0	76,452,712
Ⅷ　行政サービス実施コスト			256,679,662,300

重要な会計方針及び財務諸表注記事項

［重要な会計方針］

当事業年度より、改訂後の「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（平成27年１月27日改訂）並びに「独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解に関するＱ＆Ａ」（平成28年２月改訂）を適用して、財務諸表等を作成しております。

ただし、「独立行政法人会計基準」第81（注解60、注解61）規定については、経過措置を適用していることから、改訂前の第81（注解60）を適用しております。

１．機構運営費交付金収益及び事業運営費交付金収益の計上基準

期間進行基準を採用しております。

期間進行基準を採用した理由は、毎事業年度の業務と機構運営費交付金及び事業運営費交付金が事業年度単位で期間的に対応しているためです。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物	３～50年
構築物	２～52年
車両運搬具	２～６年
工具器具備品	２～20年

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等（独立行政法人会計基準第91）に係る減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

⑵　無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、法人内利用ソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（２～５年）に基づいております。

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

⑶　リース資産

リース資産の内容は、有形固定資産は工具器具備品、無形固定資産はソフトウェアであります。

リース期間を耐用年数とし残存価格を零とする定額法によっております。